

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

神戸市長 久元 喜造

|                   |                     |  |
|-------------------|---------------------|--|
| 市町村名<br>(市町村コード)  | 神戸市<br>(28100)      |  |
| 地域名<br>(地域内農業集落名) | 神出地区<br>(北集落)       |  |
| 協議の結果を取りまとめた年月日   | 令和6年11月30日<br>(第2回) |  |

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

|   |
|---|
| <p>(人に関する課題)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・現在、北地区では、主食用水稲のほか、飼料作物、野菜栽培などの近郊農業が行われている。後継者が不在である農地が多く、新たな農地の受け手を確保する必要がある。</li> <li>・農家の高齢化と人口減少を起因として、法面や畔等の草刈り作業といった作業が困難になってきている。</li> <li>・営農組合員数が減少している上、大半が兼業農家なので、休日にしか作業ができない。</li> <li>・収益面から、フルタイムでの雇用が難しく、人手不足が解消しない。</li> </ul> <p>(設備に関する課題)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・水路やパイプラインが古くなってきており、持続的な農業を目指す上で定期的な修繕が必要であるものの、資金が不足している。</li> </ul> <p>(物価高に関する課題)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・農業機械、肥料、燃料など、あらゆる資材が高騰しており、新しく農業機械を購入することが困難になってきている。</li> </ul> |
|---|

(2) 地域における農業の将来の在り方

|   |
|---|
| <p>(人に関する課題に対しての在り方)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・草刈り作業に対応するため、神戸農政公社が実施しているラジコン草刈り機の貸出事業を活用し、草刈りに対しての費用対効果を検証する。必要に応じて、多面的機能支払交付金やスマート農業等導入支援事業を活用して導入に向けた検討を行う。</li> <li>・ドローン等による農業機械のIT化を取り入れ、薬剤の直播きを検討する。</li> <li>・営農組合で引き受けている農地は、組合員の作業効率を重視した耕作地の割り振りを行う。</li> <li>・耕作放棄地の担い手確保にあたっては、まずは地域内の耕作者を優先し、必要に応じ営農の継続性や人物像などを確認しながら、外部からの確保も検討する。</li> <li>・また、新規就農者が定着しやすい環境作りを行うため、空き家の利活用を検討する。</li> </ul> <p>(設備に関する課題)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・パイプラインなどのインフラ保全のため、随時点検作業を行い、必要に応じ改修や再整備などについて地域で検討していく。</li> </ul> <p>(物価高に関する課題に対しての在り方)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・自走式草刈機やトラクターなどの農業機械を営農組合で購入(場合によっては耕作できなくなった農家から引き取り)し、兼業農家や新規就農者等へのレンタルを行い、農業者の金銭的負担を減らすことを検討する。</li> </ul> |
|---|

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

|                                  |         |
|----------------------------------|---------|
| 区域内の農用地等面積                       | 74.7 ha |
| うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積      | 74.7 ha |
| (うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】 | ha      |

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方

|  |
|--|
| <p>原則、市街化調整区域の農地を農業上の利用が行われる区域とする。ただし、山際等の小規模で生産性が低い農地や既に非農地化している農地等においてはその限りではない。</p> |
|--|

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

|  |           |                                     |             |                          |         |                          |          |                          |      |
|--|-----------|-------------------------------------|-------------|--------------------------|---------|--------------------------|----------|--------------------------|------|
| (1) 農用地の集積、集約化の方針  |           |                                     |             |                          |         |                          |          |                          |      |
| ・耕作できなくなった農地のうち営農組合で効率的な営農が可能な農地は段階的に集約化していき農地の団地化や面積の拡大を図りつつ、新規就農者の参入を図る。 |           |                                     |             |                          |         |                          |          |                          |      |
| (2) 農地中間管理機構の活用方針  |           |                                     |             |                          |         |                          |          |                          |      |
| ・「農業を担う者」のいない農地等については、農地バンクへの貸付けを進め、「農業を担う者」による農地利用を検討する。                  |           |                                     |             |                          |         |                          |          |                          |      |
| (3) 基盤整備事業への取組方針   |           |                                     |             |                          |         |                          |          |                          |      |
| ・必要に応じて検討する。   |           |                                     |             |                          |         |                          |          |                          |      |
| (4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針  |           |                                     |             |                          |         |                          |          |                          |      |
| ・新規就農者を受け入れるため、地域で就農の窓口を拡げる。   |           |                                     |             |                          |         |                          |          |                          |      |
| ・地区外からの農地の担い手にも、共同作業や地域のルール、作業受委託、農地の貸し借りといった地区内の情報を共有できる仕組みを検討する。         |           |                                     |             |                          |         |                          |          |                          |      |
| (5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針                                       |           |                                     |             |                          |         |                          |          |                          |      |
| ・必要に応じて、草刈りや耕作等の作業委託を検討する。   |           |                                     |             |                          |         |                          |          |                          |      |
| 以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)                                |           |                                     |             |                          |         |                          |          |                          |      |
| <input type="checkbox"/>   | ①鳥獣被害防止対策 | <input type="checkbox"/>            | ②有機・減農薬・減肥料 | <input type="checkbox"/> | ③スマート農業 | <input type="checkbox"/> | ④畑地化・輸出等 | <input type="checkbox"/> | ⑤果樹等 |
| <input type="checkbox"/>   | ⑥燃料・資源作物等 | <input checked="" type="checkbox"/> | ⑦保全・管理等     | <input type="checkbox"/> | ⑧農業用施設  | <input type="checkbox"/> | ⑨耕畜連携等   | <input type="checkbox"/> | ⑩その他 |
| 【選択した上記の取組方針】  |           |                                     |             |                          |         |                          |          |                          |      |
| ・多面的活動を通じて、水路、ため池の保全や遊休農地の有効活用を地域で一体的に取り組む。                                |           |                                     |             |                          |         |                          |          |                          |      |